

徳島県PPP/PFI手法導入優先的検討規程(案)等について

1 PPP/PFI手法の積極的導入に向けた全国的な動き

- 経済財政運営と改革の基本方針2015（H27.6.30閣議決定）
PPP/PFI手法導入を優先的に検討するよう促す仕組みを構築

- 多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針（H27.12.15民間資金等活用事業推進会議決定）
優先的検討規程を定める場合によるべき準則

- 国からの要請（H27.12.17内閣府・総務省）
地方公共団体に対し、H28年度末までに指針に沿って「優先的検討規程」の策定を要請

- PPP/PFI推進アクションプラン（H28.5.18民間資金等活用事業推進会議決定）

- 実効ある優先的検討の推進
 - ・検討規程の策定と的確な運用
- 地域のPPP/PFI力の強化
 - ・地域プラットフォームの推進

【全国的に PPP/PFI 方式の導入が加速化する見通し】

- 検討規程の策定
多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針を踏まえ、
国から示された検討規程のひな形をベースに徳島県の検討規程を策定する。

2 徳島県PPP/PFI手法導入優先的検討規程（案）骨子

●検討対象事業

建築物、プラント又は利用料金の徴収を行う公共施設等で、次の事業費基準を満たすもの
＜上記のうち検討対象から除外する事業＞

- ・既にPPP/PFI手法の活用が前提である事業
- ・民間事業者が実施することが法的に制限されている事業
- ・災害復旧事業など緊急に実施する必要がある事業

施設の新設又は改修を伴う場合

整備等にかかる事業費(運営等事業費を除く)の総額が10億円以上の事業

運営等の見直しを行う場合

単年度の運営等にかかる事業費が1億円以上の事業

●適正な手法の選択

事業の特性、規模等を考慮

整備＋運営

BTO、BOT など

整備のみ

BT

運営のみ

公共施設等運営権方式など

●第一次検討（簡易）

従来手法との比較

- ・定量評価、定性評価

有利

不利

⇒ 不採用(評価結果の公表)

●第二次検討（詳細）

専門的・総合的な検討

- ・コンサルタントの活用等

有利

不利

⇒ 不採用(評価結果の公表)

導入

結果を「徳島県公有財産最適化推進会議」で確認

3 県内企業の参加機会の確保のために

大型事業はもとより、今後導入予定の整備等事業費が10億円未満のPPP/PFI事業についても、幅広く中小企業の参画を促す観点から、次の取組みを進める。

通常の公共工事の発注と同様、県内企業の参加機会の確保に努める。

●県内企業の参画促進のための実施指針(案)

- ・県内企業の参画を促進する工夫
- ・知識・技術の習得促進及び情報の積極的提供
- ・競争力の強化促進

●「徳島県 PPP/PFI プラットフォーム」

＜取組＞（H30年度設置予定）

- ・セミナーや勉強会の開催
- ・情報交換や相談の場の提供
- ・PPP/PFI実践講座の開催

【県内の企業、金融機関、地方公共団体が連携】

※ PPP(パブリック・プライベート・パートナーシップ)：官民が連携して公共サービスの提供を行うスキーム。
PFI(プライベート・ファイナンス・インシアティブ)：公共施設等の整備、運営等に民間の資金とノウハウを活用し、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図る手法。PPPの代表的な手法の一つ。